



平成 30 年 10 月 10 日

各 位

上 場 会 社 名 : **富士精工株式会社**
代 表 者 : 代表取締役社長 鈴木 龍城
コ ー ド 番 号 : 6 1 4 2 名 証 第 2 部
問 合 せ 先 責 任 者 : 経営管理部長 近藤 規央
T E L : 0 5 6 5 - 5 3 - 6 6 1 1

株式併合による 1 株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りに関するお知らせ (会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく自己株式の買取り)

当社は、平成 30 年 10 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく株式併合による 1 株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 買取りの概要

当社は、平成 30 年 5 月 23 日開催の第 60 回定時株主総会の決議に基づき、平成 30 年 9 月 1 日を効力発生日として株式併合（5 株を 1 株に併合）を行いました。

この株式併合により生じた 1 株に満たない端数の処理につきましては、会社法 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、当社が自己株式として買取ることを決定いたしました。

2. 買取りの内容

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 買 取 る 株 式 の 種 類 | 当社普通株式 |
| (2) 買 取 る 株 式 の 総 数 | 248 株 |
| (3) 買取りと引き換えに交付する金銭の総額 | 買取る株式の総数に、買取り日（平成 30 年 10 月 10 日）の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額。ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、名古屋証券取引所において、最初になされた売買取引の成立価格とする。 |
| (4) 買 取 り 日 | 平成 30 年 10 月 10 日
ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、名古屋証券取引所において最初に売買取引がなされた日。 |

以上